年　金

国民年金の加入

国保年金課 国民年金係
☎5722-9814～6 FAX 5722-9339

●必ず加入するかた

①第1号被保険者
20～60歳未満で日本国内に居住している自営業者・自由業者・学生など、他の公的年金制度に加入していないかた

②第2号被保険者
厚生年金加入者・共済組合員（65～70歳未満で老齢および退職を事由とする年金の受給権を有するかたを除く）

③第3号被保険者
20～60歳未満で第2号被保険者に扶養されている配偶者

●希望すれば加入できるかた（任意加入被保険者）

①20～65歳未満で海外に居住している日本国籍のかた

②60～65歳未満で日本に住所があり、他の年金制度に加入していないかた（60歳になるまでに年金を受けるために必要な資格期間を満たせないかたや、年金を受ける資格があり、年金額を増やしたいかた）

③65～70歳未満で昭和40年4月1日以前に生まれ、65歳までに年金を受けるために必要な資格期間を満たせないかた

こんなときは届け出を忘れずに

国保年金課 国民年金係
☎5722-9814～6 FAX 5722-9339

①20歳になったとき（厚生年金加入者や共済組合員を除く）

②会社などを退職したとき（扶養している配偶者がいるかたは併せて届け出をしてください）

③第3号被保険者のかたが配偶者の扶養でなくなったとき

④会社などに就職したとき（扶養している配偶者がいるかたは併せて届け出をしてください）

⑤配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき

●届出先

①のうち、第1号被保険者は区役所、第3号被保険者は配偶者の勤務先、②③は区役所、④は勤務先、⑤は配偶者の勤務先へ届け出をしてください。

国民年金保険料

目黒年金事務所　上目黒 1-12-4
☎3770-6421

保険料を直接納めるかたは、第1号被保険者と任意加入被保険者のみです。保険料は定額で、6カ月・1年分などを一括して納付すると割引になる制度もあります。

●保険料の支払い

納付書で、銀行・郵便局などの金融機関・納付受託機関となっているコンビニエンスストアでお支払いください。

納め忘れがなく便利な口座振替をご利用ください。割引制度があります。また、クレジットカード支払いもあります。

●税金の社会保険料控除

国民年金で支払った保険料は、住民税・所得税の社会保険料控除の対象になります。忘れずに申告してください。

国民年金保険料の免除・納付猶予

国保年金課 国民年金係
☎5722-9814～6 FAX 5722-9339

●保険料の免除

第1号被保険者で、保険料を納めることが困難なかたには、所得状況などに応じて保険料の全額または一部の納付が免除される制度がありますのでご相談ください。

●納付猶予

50歳未満で保険料を納めることが困難なかたには、所得状況などに応じて保険料の納付を猶予する制度がありますのでご相談ください。

●学生納付特例

学生で保険料を納めることが困難なかたには、所得状況などに応じて保険料の納付を猶予する制度がありますのでご相談ください。

国民年金基金

全国国民年金基金
0120-65-4192

自営業者などの第1号被保険者を対象に基礎年金の上乗せ年金として、国民年金基金があります。

掛け金や支給される年金には、税制上の優遇措置があります。

特別障害給付金制度

国保年金課 国民年金係
☎5722-9814～6 FAX 5722-9339

申請して認定されると、申請月の翌月分から給付金が支給されます。ただし、本人の所得制限があり、全額または2分の1の額が支給停止となることがあります。

他の公的年金受給者は併給調整されます。

●対象

国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在その傷病により障害基礎年金1・2級相当の障害がある、次のいずれかの該当者（障害基礎年金などの受給者を除く）。

①平成3年3月以前、任意加入対象の学生だったかた

②昭和61年3月以前、被用者年金（厚生年金など）被保険者の配偶者だったかた

●支給額（令和5年度）

1級：月額53,650円、2級：月額42,920円

国民年金の給付

目黒年金事務所　上目黒 1-12-4
☎3770-6421
国保年金課 国民年金係
☎5722-9814～6 FAX 5722-9339

国民年金の給付は下表のとおりです。ただし、旧国民年金制度の老齢年金、老齢福祉年金などは①～③のとおりです。

①老齢年金は、昭和61年3月31日以前に受けていたかたと、大正15年4月1日以前生まれで一定期間保険料を納めたかたに支給されます

②昭和61年3月31日以前に受けていた障害・母子・準母子・遺児の各年金は、各基礎年金と同額が支給されます

③老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれたかたと、大正5年4月1日以前生まれで一定期間保険料を納めたかたに支給されます。なお、本人・配偶者・扶養義務者に一定額を超える所得がある場合は、一部または全部の支給が停止されます。

また、他の公的年金との調整があります。年金額は全部支給が406,100円、一部支給が315,500円です

●国民年金の給付（令和5年12月1日現在）

種　類	支　給　要　件	支　給　額
老齢基礎年金	大正15年4月2日以降に生まれたかたで、原則免除期間を含めて10年以上保険料を納めているかたが、65歳になったときから支給（ただし、60歳以降の繰り上げ、66～70歳の繰り下げによる受給も可能）	40年加入の場合、年額795,000円（※792,600円）。加入期間に保険料の未納時期がある場合は、年金額が減額されます。 ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたの金額。
障害基礎年金	●病気やけがで一定の障害の状態になったとき（初診日において、被保険者であること、または国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満のかたで国内在住であること）。初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が3分の2以上必要です。ただし、令和8年3月までに初診日のあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がなければよいことになっています ●20歳以前に一定の障害の状態になったとき（ただし、本人の所得制限があり、全額または2分の1の額が支給停止となることがあります）	1級　年額　993,750円（※990,750円） 2級　年額　795,000円（※792,600円） ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたの金額。 子の加算額 1人目・2人目　228,700円 3人目以降　1人につき76,200円
遺族基礎年金	加入中または老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）を満たしたかた（受けていたかたも含む）が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻、または子に支給。加入中のかたが死亡した場合、保険料を納めた期間（免除期間を含む）が死亡日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上必要です。ただし、死亡した日が令和8年3月までのときは、死亡日の前々月までの1年間に保険料の未納がなければよいことになっています ＊受給対象になる子は、18歳到達日以後の最初の3月31日を経過するまでの間にある子 ＊障害がある子は20歳未満	子のある妻 年額　1,023,700円（※1,021,300円） 子のみの場合 年額　795,000円（※792,600円） ※昭和31年4月1日以前に生まれたかたの金額。 子の加算額 2人目　228,700円 3人目以降　1人につき 76,200円
寡婦年金	第1号被保険者（任意加入期間を含む）として10年以上（免除期間を含む）保険料を納めた夫が、年金を受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳までの期間支給	夫の老齢基礎年金額の4分の3相当
死亡一時金	第1号被保険者（任意加入期間を含む）として3年以上保険料を納めたかたが年金を受けずに亡くなり、遺族基礎年金を受けることができない場合、遺族に支給	120,000～320,000円。 保険料納付期間により金額が異なります。
脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6カ月以上納付した短期在留の外国籍のかたが年金を受けないまま出国し、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求した場合に支給	49,560～495,600円。 保険料納付期間により金額が異なります。